

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 防火管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会が管理運営をする消防法第2条第2項の防火対象物の防火管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(防火管理者)

第2条 防火管理を遂行するため、政令で定める資格を有する職員1名を防火管理者として会長（以下「管理権原者」という。）が任命する。

(防火管理業務従事者)

第3条 防火管理を、誠実かつ確実に遂行するため、防火担当責任者を若干名置くことができる。防火担当責任者は職員の中から管理権原者が任命する。

(責務)

第4条 防火管理者及び防火担当責任者の責務は次のとおりとする。

- (1) 防火管理者
 - 管理権原者との連絡調整
 - 消防計画の作成と所轄消防署長への提出
 - 当該施設の防火管理業務の統括
 - 防火担当責任者の指導監督
 - 職員に対する教育訓練の定期的な実施
 - 火気の使用又は取扱に関する監督
 - その他防火管理に必要な業務
- (2) 防火担当責任者
 - 防火管理者の補佐
 - 担当区域の火災予防
 - 担当区域の消防用設備等の定期点検及び防火管理者への点検結果報告

(自衛消防隊の設置)

第5条 火災等の災害による被害を最小限にするため、災害が発生した直後の対応のため自衛消防隊を設置する。

- 2 自衛消防隊組織の編成及び任務は防火管理者が定める。
- 3 防火管理者は自衛消防隊に対し、初期消火、通報、避難の訓練を定期的実施する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、防火管理に関する必要な事項は、消防法等関係法令を適用する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。